

避難所開設チェック表（例）（各一次避難所の状況により変更してください。）

避難所の開設については、「諏訪市広域避難所等開設マニュアル」、「一次避難所開設・運営マニュアル（ひな形）」を参考にしてください。（諏訪市のホームページでご覧いただけます。）

同様に広域避難所の運営については、「諏訪市広域避難所等運営マニュアル」もご覧ください。

チェック項目		チェック内容
☐	①避難者の有無の確認、避難者の安全確保	・避難者の有無を確認する。 ・開設準備中は、駐車場等での待機を呼びかける。雨天時・厳寒期は、改めて場所割りすることを前提に施設内へ誘導する。（ただし、施設の安全確認後とする）
☐	②避難施設の安全確認	・浸水・洪水、土砂災害、火災等の二次災害のおそれがないか、建物周囲の安全性の確認（目視） ・建物が危険でないか点検する。 ・ガス漏れがないか確認する。 ・危険箇所には、張り紙やロープ等を張り表示する。 ・駐車場、および避難所周辺の道路状況の確認
☐	③ライフライン使用可否（水道・電気等）	ライフラインの使用可否について確認する ・上水道、下水道 ・電気 ・電話 ・ガス ・放送設備
☐	④水洗トイレの使用可否	・排水ができないトイレは即座に封鎖する。（簡易トイレで代用） ・排水はできるが水が流れない場合は一時封鎖する。（トイレ用水を確保してから使用開始する。）
☐	③機材、物資の確認	・備蓄倉庫 ・運営用備品 （物品が不足していたら、市の補助金を利用し整備してゆく）
☐	④利用室内の確認	・避難所の利用範囲を確認し、室名・注意事項等の張り紙をする。 ・使用禁止範囲には「使用禁止」の張り紙やロープ等を張る。 ・机、いす等の片付けや破損物等の有無の確認を行い、利用室内の安全性の確認を行う。 ・下履きと上履きの境を明確化する。
☐	⑤情報収集手段の確立	・テレビを設置する。テレビが設置できない場合はラジオを設置する。 ※原則、テレビは NHK 総合、ラジオは NHK 第1(1584KHz) 又は、LCV-FM 臨時災害放送局(76.9MHz)とする。 ・特設公衆電話の設置及び通信確認。 ・パソコンのネットワークを確認する。
☐	⑥受付の設置	・受付の設置場所 ⇒ 長机、いす、筆記用具、消毒用品等の準備 ・避難者名簿等の準備 ・受付付近に避難所利用範囲、施設利用ルール等を明示する。
☐	⑦避難所看板設置	・門、施設扉付近に避難所表示看板を設置する。

避難所について

諏訪市のハザードマップ等に記載されている避難所は、次の種別により区分されています。

1. 一次避難所

- ・災害発生のおそれがある場合に、差し当たりの安全を確保する場所又は施設。
- ・諏訪市では指定されている地区公民館等がこれにあたります。
- ・一次避難所の開設、運営は原則地区の判断で実施されます。

2. 広域避難所（指定緊急避難場所）

- ・災害の危険が切迫した緊急時に、安全を確保する場所又は施設。
- ・余震の影響も含め、建物の安全確認ができていない場合は、これらの施設のグラウンドや駐車場が避難場所となります。

3. 広域避難所（指定避難所）

- ・災害が発生した後に、自宅で生活できない被災者が一定期間避難生活する施設
- ・災害の種類や規模、施設の状況により、災害対策本部が広域避難所を開設します。
- ・避難指示等が出た場合でも、すべての広域避難所が開設されるわけではありません。
- ・開設された広域避難所は、防災行政無線、防災メール、市のホームページや LINE 等でお知らせしますので、開設された避難所を確認し避難してください。

4. 福祉避難所

- ・広域避難所の福祉避難スペースでの生活が困難な、特に配慮を要する方のための避難所となります。
- ・全ての要配慮の方が入れるわけではありませんので、ご注意ください。

南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフ想定震源域内で地震等の異常な現象が観測された場合、その現象が南海トラフ巨大地震と関連するかどうか調査を開始した旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表します。その結果、マグニチュード 8.0 以上と評価した場合は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、マグニチュード 7.0 以上又はゆっくりすべりと評価した場合は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されます。

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は注意）」が発表された場合は、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された状態であり、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間、地震発生に注意した行動をとることが重要となります。